

**施設型給付対象施設運営費等
改善事業補助金**

•

地域型保育事業運営事業補助金

交付申請のご案内

令和7年度申請用

目次

| | |
|-----------------------------|------|
| <u>はじめに</u> | P 2 |
| <u>補助対象事業の概要</u> | P 3 |
| <u>補助金交付申請からお支払いまでの流れ</u> | P 4 |
| 各補助事業・補助額等に関するご説明 | |
| 1 <u>日本スポーツ振興センター共済掛金補助</u> | P 6 |
| 2 <u>施設賠償責任保険料補助</u> | P 8 |
| 3 <u>内科・歯科健康診断費用補助</u> | P 9 |
| 4 <u>寝具乾燥費補助</u> | P 10 |
| 5 <u>緊急通報装置運用費用補助</u> | P 11 |
| 6 <u>要配慮保育費補助</u> | P 12 |
| 7 <u>紙おむつ等処理経費等補助</u> | P 13 |

～はじめに～

補助対象事業の実施、補助金の適用について

補助対象となる各事業は、必ず行わなければならないものではありませんが、事業を行っていない場合は、その事業の補助金は交付されません。

また、園の類型（保育園、認定こども園 etc.）により、補助事業ごとに補助適用の有無が異なります。次ページ掲載の補助対象事業の概要の表で、「対象園」という欄をご確認くださいますようお願いいたします。

各事業の補助対象児童について

補助対象となる児童は、一般入所・入園の児童です。一時預かりの児童、事業所内保育事業所の従業員枠の児童分は含めることができません。

補助金の基準額について

各補助事業の基準額は、年度により、千葉市立保育所の契約額や補助金の予算規模に応じて変動するものがあります。令和7年度についてはこのご案内で示しております基準額をご参考ください。

**令和7年度 施設型給付対象施設運営費等改善事業補助金/
地域型保育事業所運営事業補助金
補助対象事業の概要**

| 補助事業名 | 対象園 | 内容 | 補助額の算定方法等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--|---|--|-------|----|---------------|------|-----|-----|----|------------|-----|------|----|-------------|------|------|------|-------------|
| ①日本スポーツ振興センター共済掛金補助 | 保育園 認定こども園 給付型幼稚園 小規模保育事業所内保育 家庭的保育 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に係る法人負担分に対する補助 | <p>加入児童数×階層ごとの補助単価 (掛金単価一市条例で定める保護者負担額 =補助単価)</p> <p>例)保育園、地域型保育事業の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>保育料階層</th> <th>掛金</th> <th>市条例で定める保護者負担額</th> <th>補助単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A階層</td> <td>55円</td> <td>0円</td> <td>55円</td> </tr> <tr> <td>B階層</td> <td>365円</td> <td>0円</td> <td>365円</td> </tr> <tr> <td>一般階層</td> <td>365円</td> <td>131円</td> <td>234円</td> </tr> </tbody> </table> | 保育料階層 | 掛金 | 市条例で定める保護者負担額 | 補助単価 | A階層 | 55円 | 0円 | 55円 | B階層 | 365円 | 0円 | 365円 | 一般階層 | 365円 | 131円 | 234円 |
| 保育料階層 | 掛金 | 市条例で定める保護者負担額 | 補助単価 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A階層 | 55円 | 0円 | 55円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B階層 | 365円 | 0円 | 365円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般階層 | 365円 | 131円 | 234円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②施設賠償責任保険料補助 | 保育園のみ | 事故等により児童に損害が生じた際に備え、園が加入する施設賠償責任保険の保険料に対する補助 | 被保険者(児童)数×74.57円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③内科・歯科健康診断費用補助 | 保育園 認定こども園 | 児童の健康診断を行うために園が支出する嘱託医・嘱託歯科医報酬に対する補助 | <p>(1)内科・歯科健康診断費(定期健診分) 園ごとの基準額-217,120円=補助額 ※基準額については後述</p> <p>(2)年度途中入園児の入園前健康診断料 上限額×受診児童数=補助額 ※上限額3,480円</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④寝具乾燥費補助 | 保育園 認定こども園 小規模保育事業所内保育 | 児童が使用する布団・毛布の乾燥を委託する経費に対する補助 | 基準額と実際の経費を比較して少ないほうの額。 (年8回分まで補助) ※認定こども園の1号児童分は対象外。 ※一枚当たりの単価は消費税込み。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤緊急通報装置運用費補助 | 保育園 認定こども園 給付型幼稚園 小規模保育事業所内保育 | 児童・施設の安全管理に要する委託経費に対する補助 (児童が在園する時間帯に稼働している緊急通報装置の運用費用が対象) | 月額上限6,000円×運用月数 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥要配慮保育費補助 | 小規模保育事業所内保育 家庭的保育 | 市が規定する要配慮児童を保育する職員を配置する際の人事費を補助。 | 要配慮保育にあたる職員の人事費から、給付費(障害児保育加算)分を差し引いた金額。 ※年度当初は0円で申請いただきます。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦使用済み紙おむつ等処理経費等補助 | 保育園 認定こども園 小規模保育事業所内保育 家庭的保育 ※3歳未満児が在籍している場合 | 児童が使用した紙おむつの処理経費や布おむつのリース経費等に対する補助 | 月額350円×各年度10月1日の3歳未満児数※ ※当該年度の4/1時点で3歳未満児である児童 | | | | | | | | | | | | | | | | |

～補助金交付申請からお支払いまでの流れ～

☆流れ

(年度途中) 交付申請→(年度末) 変更交付申請&実績報告→(5月中～下旬) お支払い

☆交付申請

別途送付している依頼文の締め切り日までに交付申請書をご提出していただきます。申請書類にご入力いただく児童数や各補助項目の金額等は、およその数字でかまいません。

この申請金額に基づき、幼保運営課で交付決定を行います。年度当初の申請の際は根拠資料等のご提出は必要ありませんが、**各補助事業における契約書や請求書、領収書等は年度終了まで大切に保管をお願いいたします。**

※申請しない場合や要配慮保育費補助のみ申請予定の場合は、その旨をご連絡いただきますようお願いいたします。

☆変更交付申請・実績報告

当該年度の3月末～翌年度4月初旬を締め切りとして、各補助事業の実施状況に基づき**変更交付申請及び、実績報告を行っていただきます。**

◇変更交付申請…実際に補助事業を行った結果、年度初めに交付決定した金額と、実際の補助金額が変更となる場合の申請。

◇実績報告…補助事業に支出した金額等を、領収書等の根拠資料添えて報告すること。この報告により補助金額を確定させます。

変更交付申請書及び実績報告書、補助金請求書のフォーマットは、年度末に幼保運営課よりメールで送付いたします。

※補助金の算定・交付は園単位で行っておりますので、同一法人が千葉市内で複数園を運営している場合でも、園ごとに申請書等を作成していただく必要があります。

ご提出いただいた変更交付申請書及び実績報告書、各事業の領収書等をもとに補助金額を変更交付決定・確定させ、当該年度の翌年度5月中旬～下旬に補助金をお振込みする流れとなります。

※補助金のお振込みは、変更交付申請書及び実績報告書の審査を順次行うため、年度終了後ただちに行うことできません。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

各補助事業・補助額等に関するご説明

1 日本スポーツ振興センター共済掛金補助

対象園：保育園 認定こども園 給付型幼稚園 小規模保育事業 事業所内保育事業
家庭的保育事業

概要：(独)日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」に加入している園へ、共済掛金のうち、園負担分を補助。

当該年度の5月1日時点の児童数による当該年度の掛金と、前年度の追加加入分（前年度の5月2日～3月31日の間に加入した児童分）の掛金を補助します。

対象児童：市内児童 ※管外児童分は当該児童の居住市区町村に請求してください。

※事業所内保育事業所の従業員枠の児童分は補助対象外です。

《算定方法》※今年度はR7年度加入・R6年度（前年度）加入とともに同一です。

| 掛金の区分 | 児童の世帯の所得階層 | 共済掛金 ①※ | 市条例で定める保護者負担額 ② | 補助単価 ①-② |
|---|-------------------|------------|--------------------|-------------|
| 幼稚園（全児童） 幼保連携型認定こども園（全児童） 幼稚園型認定こども園（1号児童） | A階層 (生活保護世帯) | 285円/人 | 0円/人 | 285円/人 |
| | B階層 (市民税非課税世帯) | | | |
| | C階層以上 | | 131円/人 | 154円/人 |
| 保育園 幼稚園型認定こども園（2・3号児童） 保育所型認定こども園（全児童） 地方裁量型認定こども園（全児童） 地域型保育事業 | A階層 (生活保護世帯) | 55円/人 | 0円/人 | 55円/人 |
| | B階層 (市民税非課税世帯) | 365円/人 | | 365円/人 |
| | C階層以上 | 131円/人 | 234円/人 | |

※共済掛金額は、児童1人あたりの金額に、免責の特約を付けた場合の15円を加算したものです。

※保護者負担額について

- 階層は、幼保運営課から送付される給付費試算児童一覧等でご確認いただけます。
- 保護者負担額は、A階層・B階層児童が0円、一般階層児童が131円と千葉市日本スポーツ振興センター共済掛金徵収条例に定めておりますが、保護者負担を上記の額以下に設定してもさしつかえありません。ただし、補助上限は条例どおりの保護者負担額を差し引いた額としているため、差額は園の負担となります。

内容の確認を当初申請時にします。ご提出をお願いします。

- ・共済掛金を納入した際に金融機関から発行されるご利用明細書や振込依頼書の控え等、掛金を納入したことが確認できる書類。（インターネットバンキングの取引履歴を印刷したものでも可）
- ・「日本スポーツ振興センター共済掛金支払明細書」の写し（必須）
- ・「日本スポーツ振興センター災害共済給付名簿更新書」の写し（←新規園の場合はありません）
- ・「令和6年度追加加入児童生徒等に係る共済掛金の支払について」の写し
(前年度において、名簿更新後に追加加入児童がいた場合のみ)

※「名簿更新書」および「追加加入児童生徒等に係る共済掛金の支払について」は、「日本スポーツ振興センター共済掛金支払明細書」があれば必須ではありませんが、系列園でまとめて支払っている場合などで、園ごとの人数が分からない場合は、この2点を含め、内訳がわかる拠証資料を求める場合があります。

※事業所内保育事業所は、拠証資料に記載される人数のうち、地域枠児童・従業員枠児童がそれぞれ何人なのか内訳を記載してください。

2 施設賠償責任保険料補助

対象園：保育園のみ

概要：民間保育園が加入している施設賠償責任保険の保険料を補助。

対象児童：市内児童 ※管外児童分は当該児童の居住市区町村に請求してください。

《算定方法》 被保険者（児童）数×74.57円 （小数点以下は切り捨て）

実績報告時（年度末）に必要な書類

- ・保険料の領収書の写し
(払込票兼受領証や金融機関から発行されるご利用明細書、振込依頼書の控え、またはインターネットバンキングの取引履歴を印刷したもの等、保険料を納入したことが確認できる書面でも可)
- ・加入依頼書、保険証書等の写し
- ・系列園でまとめて支払っている場合などで、園ごとの人数が分からない場合は、内訳がわかる拠証資料を求める場合があります。(提出時にメモ等で内訳の記載をお願いいたします。)

3 内科・歯科健康診断費用補助

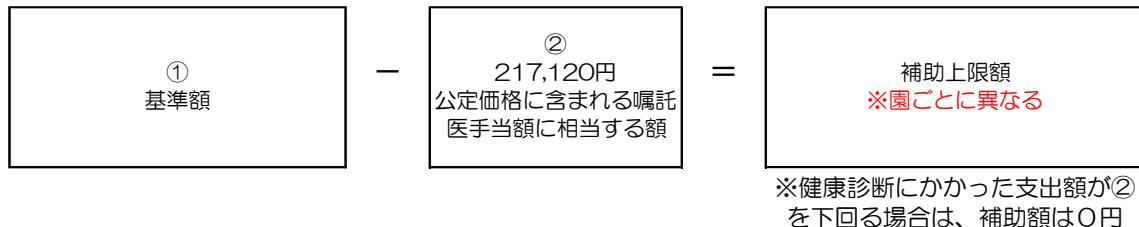
対象園：保育園 認定こども園

概要：嘱託医・嘱託歯科医による「定期健康診断」及び「年度途中入園児の入園前健康診断」にかかる費用に対する補助。

《算定方法》

(1) 内科・歯科健康診断費（定期健診分）

対象児童：市内児童、管外受託児童



①基準額の算定方法について

公立の保育所における単価を利用

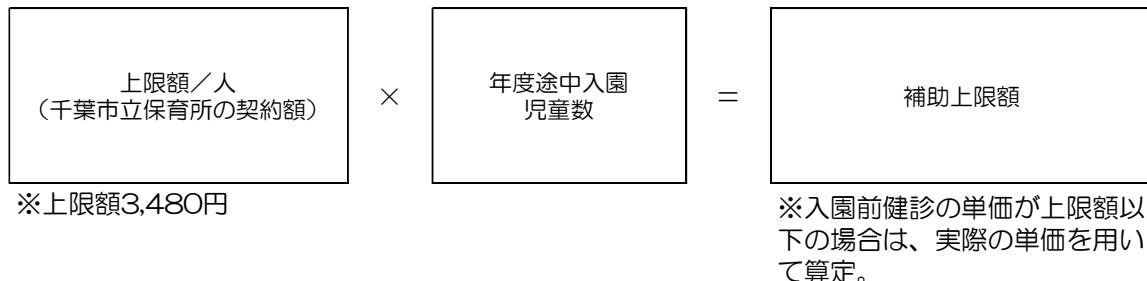
基準額＝内科および歯科の報酬・回数分出勤手当（計 255,800 円）十人頭割

人頭割：590 円×人数（3歳未満児）

400 円×人数（3歳以上児）

(2) 年度途中入所児の入所前健康診断費

対象児童：市内児童のみ（管外受託児童は対象外）



実績報告時（年度末）に必要な書類

嘱託医・嘱託歯科医の報酬を支払った際の領収書の写し

- 所得税を源泉徴収している等の都合で、園の支出額と医師の受領額が異なる場合は、その旨も控えておいてください。
- 領収書の発行を受けられない場合は、お振込みの際に金融機関から発行されるご利用明細書、振込依頼書の控え、またはインターネットバンキングの取引履歴を印刷したもの等、報酬を支払ったことが確認できる書面でも可。
- 年度途中入園児の入園前健康診断料も合算してお支払いした場合は、内訳を控えてください。

4 寝具乾燥費補助

対象園：**保育園 認定こども園（1号児童は対象外） 小規模保育事業
事業所内保育事業**

概要：児童が使用する敷布団・掛布団・毛布の乾燥を業者等に委託する経費に対する補助。
(年間で乾燥を委託した延べ枚数を計上。年間で8回分まで計上可能。)

対象児童：寝具を使用する市内児童（1号児童は対象外）

※管外児童分は、当該児童の居住市区町村に請求してください。

※事業所内保育事業所の従業員枠の児童分は補助対象外です。

《算定方法》

(1) 敷布団

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{乾燥させた敷布団} \\ \text{の延べ枚数} \\ (\text{年8回分まで}) \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{基準単価} \\ \text{165円} \\ (\text{千葉市立保育所の契約額}) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{補助額（上限）} \end{array}}$$

※上限単価を用いて算出した補助額より実際の支出額の方が少ない場合は、実際の支出額を補助。

(2) 掛布団

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{乾燥させた掛布団} \\ \text{の延べ枚数} \\ (\text{年8回分まで}) \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{基準単価} \\ \text{99円} \\ (\text{千葉市立保育所の契約額}) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{補助額（上限）} \end{array}}$$

※上限単価を用いて算出した補助額より実際の支出額の方が少ない場合は、実際の支出額を補助。

(3) 毛布

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{乾燥させた毛布} \\ \text{の延べ枚数} \\ (\text{年8回分まで}) \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{基準単価} \\ \text{55円} \\ (\text{千葉市立保育所の契約額}) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{補助額（上限）} \end{array}}$$

※上限単価を用いて算出した補助額より実際の支出額の方が少ない場合は、実際の支出額を補助。

※一枚当たりの単価は消費税込み。

実績報告時（年度末）に必要な書類

- 乾燥費用の領収書の写し

領収書の発行を受けられない場合は、お振込みの際に金融機関から発行されるご利用明細書、振込依頼書の控え、またはインターネットバンキングの取引履歴を印刷したもの等、費用を支払ったことが確認できる書面でも可。

- 乾燥させた敷布団・掛布団・毛布それぞれの枚数が記載された請求書等（領収書に記載されている場合は不要）

5 緊急通報装置運用費補助

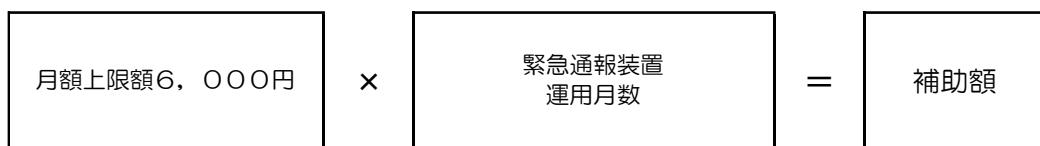
対象園：保育園 認定こども園 給付型幼稚園 小規模保育事業 事業所内保育事業

概要：園内の安全管理に要する委託経費に対する補助。

児童が在園している時間帯に稼働している場合が対象です。

※職員の退園後や、夜間のみ稼働している緊急通報装置については補助対象外。また、設置時の工事費用等の初期費用も補助対象外となります。

《算定方法》



※保守費用を年額で支払っている場合、年額72,000円を上限に補助。

実績報告時（年度末）に必要な書類

- 運用費用の領収書の写し
領収書の発行を受けられない場合は、費用が引き落とされる口座の通帳の写しやインターネットバンキングの取引履歴を印刷したもの等、費用を支払ったことが確認できる書面でも可。
- 緊急通報装置の契約書の写し（稼働時間帯が明記されているもの）
- 緊急通報装置の設置図面、設置写真

6 要配慮保育費補助

対象園：**小規模保育事業** **事業所内保育事業** **家庭的保育事業**

※保育園、認定こども園は、配置基準改善事業補助金に含まれます。

概要：市が規定する要配慮児童を保育する職員を配置する際の人工費を補助。

対象児童：市内児童 ※管外児童分は当該児童の居住市区町村に請求してください。

《算定方法》 対象児童の受け入れがある場合に、幼保運営課から個別にご案内いたしますが、
年度当初は〇円で申請していただきます。

年度末の実績報告依頼と同時期に、要配慮児が在園している場合に、実際の配置状況等を提出いただき、補助の可否の判断をします。

補助額は、要配慮保育にあたる職員の人工費から、給付費（障害児保育加算）分を差し引いた金額となりますので、実際にかかった人工費や給付費の額によって、園ごとに補助額が異なります。

7 使用済み紙おむつ等処理経費等補助

対象園：保育園 認定こども園 小規模保育事業 事業所内保育事業 家庭的保育事業

※3歳未満児が在園している場合に限る。

概要：児童の使用済み紙おむつを、各園で処理する際に要する費用の補助。

※布おむつのリースを利用する場合や、園で紙おむつを調達していてその経費が分けられない場合も補助対象。

補助要件：各園にて使用済み紙おむつを処理すること。

おむつ処理に係る保護者負担額から補助基準額（令和7年度：月額350円）以上の額を減じること。

布おむつのリースを利用する場合や、園で紙おむつを調達していてその経費が分けられない場合は、保護者負担額から補助基準額（令和7年度：月額350円）を減じること。

対象：市内児童 ※管外児童分は当該児童の居住市区町村に請求してください。

《算定方法》

月額350円×各年度10月1日時点の3歳未満児数×月数

健康診断の実施・嘱託医との契約について

令和8年度新規園向け説明会用

目次

| | |
|-------------------------|-----|
| 1 健康診断実施の法的根拠 | P 1 |
| 2 健康診断について | |
| (1) 種類 | P 1 |
| (2) 入園前健康指導について | P 1 |
| (3) 定期健康診断 | P 1 |
| (4) 歯科健診 | P 1 |
| (5) 年度途中入園児への入園前健康診断 | P 2 |
| 3 嘱託医の選び方 | P 5 |
| 4 嘱託医（小児科医・内科医）との契約について | P 5 |
| 5 嘱託歯科医との契約について | P 6 |
| 6 その他 | P 6 |

1 健康診断実施の法的根拠

- ◆保育園：千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ◆小規模・事業所内・家庭的：千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ◆幼保連携型認定こども園：千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ◆幼保連携型以外の認定こども園：千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例

①嘱託医の必置義務

②児童の健康診断を行う義務

必ず嘱託医を定め、園の責任で所定の健康診断を行う義務があります！

2 健康診断について

主な健康診断は①～④のとおりです。

各種健康診断については、園類型によって異なる場合があります。

【保育園・地域型】

- ①入園前健康指導
- ②定期健康診断（年2回）
- ③年度途中入園児への入園前健康診断
- ④歯科健診（年1回）

4月の一斉入園児童に対しては、個別の健診を義務付けておりませんが、集団生活が始まる前に、健康指導の機会を必ず設けてください！

【認定こども園】

| | 幼稚園型 | | 幼保連携型 | 保育所型 | 地方裁量型 |
|-------------|--------|-------|-------|------|-------|
| | 3歳以上児 | 3歳未満児 | | | |
| ①4月入園前健康指導 | 任意 | | 実施 | 実施 | 任意 |
| ②内科健診 | 年1回 | 年2回 | 年2回 | 年2回 | 年2回 |
| ③途中入園児入園前健診 | 2・3号実施 | | 実施 | 実施 | 実施 |
| ④歯科健診 | 年1回 | | 年1回 | 年1回 | 年1回 |

①入園前健康指導

対象：4月一斉入園の児童及び保護者

時期：毎年2月中旬～3月中旬頃

内容：入園説明会等の際に、嘱託医（小児科医・内科医）から入園前の保護者及び児童へ向けて、体調管理や予防接種勧奨などを行います。個別の健診は義務付けていません。

②内科健康診断（年2回）

対象：在籍児童

時期：1回目→4月～6月頃（上半期）

※入所前健診を行わなかった場合は、早めの実施をお願いいたします。

2回目→10月～12月頃（下半期）

※幼稚園型の3歳以上児（年1回）は6月30日までに実施

※参考 千葉市立保育所（1回目：5月頃、2回目：10月頃）

③歯科健康診断（年1回）

対象：対象児の年齢は園による

※参考 千葉市立保育所（健診実施月に満2歳に到達している児童）

時期：概ね6月頃

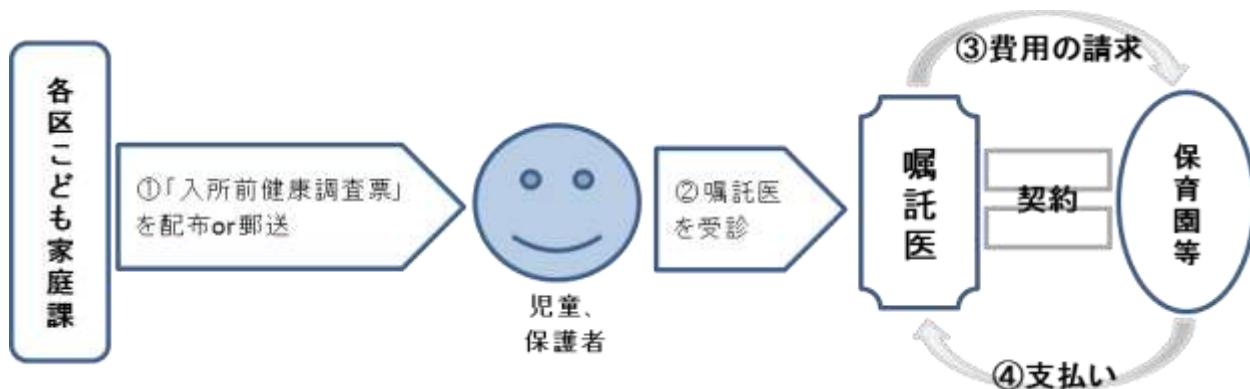
※参考 千葉市立保育所（毎年6月、その際の未健診児は10月に追加健診）

④年度途中入園児への入園前健康診断

対象：年度途中に入園する児童／時期：入園日以前に

※幼稚園型の1号児童は対象外

（1）保育園・認定こども園・家庭的保育事業所の場合



内容：参考資料1「入所前健康調査票」（P4掲載）の診療所見欄を嘱託医に記載してもらいます。

☆費用について

園の負担となります。ただし、管外受託児童（千葉市外に住所がある児童）は保護者負担となります。園が負担した分は、施設型給付対象施設運営費等改善事業補助金で1人3,480円を上限として補助金を交付できます。

このため、嘱託医契約を行う際に、年度途中入園児の入園前健康診断料は、1人あたり〇円と単価を定める必要があります。精算の時期やお支払方法は、園と医師で交渉して決めてください。

（月ごとのお支払い、年度分を一括支払い、等）補助金の交付を希望する場合は、領収書が必要となりますので、必ず発行を受けてください。

☆入所前健康調査票の取り扱いについて

（1）「入所前健康調査票」は4枚つづりの複写式になっており、用紙右上に、〔医師用〕、〔保育所用〕、〔保育指導課用〕、〔保健福祉センターこども家庭課用〕と印刷されております。①～③のようにお取り扱いをお願いいたします。

①健診時に医師が〔医師用〕を切り離し、残りの3枚が保護者に返却される。

②園で、保護者から「入所前健康調査票」を回収。〔保育所用〕を切り離し、園で保管。

③残りの2枚を切り離さずに、幼保指導課もしくは各区こども家庭課へ送付。

(2) 診療所見の欄をご確認いただき、園の嘱託医以外で受診していた場合は、保護者負担となります。

※各区こども家庭課では、入園が内定した保護者へ、入園先の嘱託医のもとで受診するようご案内を行っておりますが、児童の近所の医院など嘱託医ではない医院で受診してしまう場合があります。お手数ですが、どこの医院で受診したのか必ずご確認くださいますようお願いします。

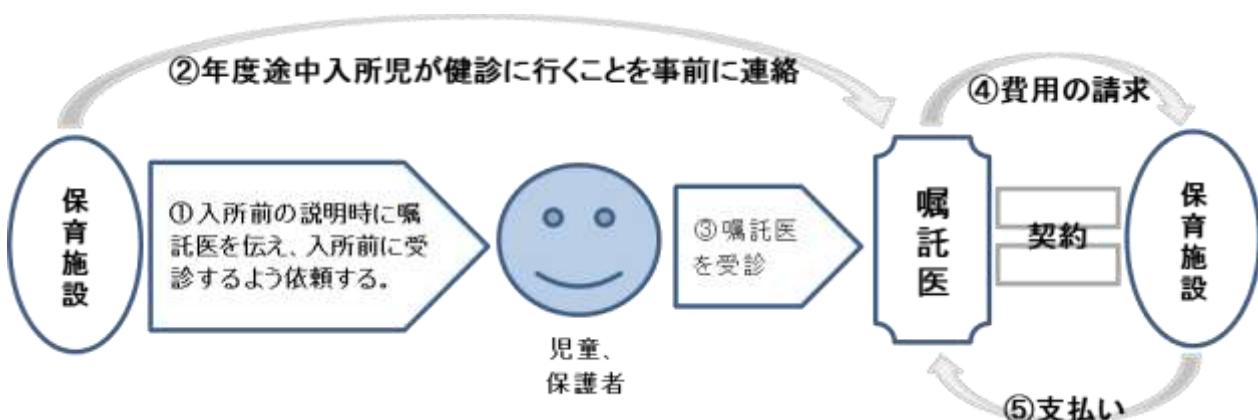
※各区こども家庭課や園が誤った受診先をご案内してしまった場合は、補助金の対象となります。幼保運営課までご相談ください。

(2) 小規模保育事業所、事業所内保育事業所の場合

※小規模保育事業所、事業所内保育事業所の場合、該当半期の定期健康診に参加できるタイミングの入園であれば、入園前健康診断の実施は任意です。

(例) 5月1日入園の児童で、5月に定期健診がある場合⇒上半期の定期健診を受けられるので入園前の健診は不要。

7月1日入園の児童⇒上半期の定期健診に参加できない。個別に入園前健診を受ける必要あり。



内容：小規模・事業所内の場合、「入所前健康調査票」は配付されませんので、在籍児童の定期健康診断で使用している記録票等、任意の書式で所見を記載してもらいます。

嘱託医へ入園前健康診断を受ける児童が来院することを事前に連絡し、費用を園が負担するのか、保護者が負担するのかを伝えてください。

☆費用について

小規模保育事業、事業所内保育事業の場合も、費用は園負担です。ただし管外受託児童は保護者負担とします。

※地域型保育事業は、公定価格に含まれる嘱託医手当額に相当する額でご対応いただくことを、ご了承ください。(内科・歯科健康診断費用補助は対象外です。)

參考資料 1 「入所前健康調查票」

こちらの書式は、各区こども家庭課から対象の児童のみに配付されるもので、この用紙を嘱託医に提示することにより無料で健診を受けられる金券的な性質があるため、複製利用は厳禁としております。

3 嘱託医の選び方

(1) 園の近隣であること。

緊急時に受診したり、医師に出動してもらいやすいため。

(2) 開業医が望ましいです。

大規模な医療機関等の勤務医の場合、健診の日程確保が困難であるため。また、異動等により特定の医師に長期的に児童の発育や健康状態を診てもらうことが難しいため。

4 嘱託医（小児科医・内科医）との契約について

(1) 千葉市立保育所の契約内容を例示します。（単価は令和7年度版）

| 報酬の種別 | | 計算方法 | | | | 小計 | | | | | |
|--|-----|-----------------------|-------------------------------------|---|---|----------|---------|--|--|--|--|
| 医師報酬 ◆嘱託医としての基本報酬 | | 71,600 円／年 | | | | 71,600円 | | | | | |
| 定期健診 (年2回) | | 出動費 ◆嘱託医としての基本報酬 | 24,200 円 × 出動 2 回 | | | | 48,400円 | | | | |
| 定期健診 (年2回) | 人頭割 | 3歳未満児 ◆嘱託医としての基本報酬 | 590 円 / 人 × (上半期受診人数 + 下半期受診人数) ÷ 2 | 人 | 円 | 円 | | | | | |
| | | 3歳以上児 ◆嘱託医としての基本報酬 | 400 円 / 人 × (上半期受診人数 + 下半期受診人数) ÷ 2 | | | | | | | | |
| ※受診人数の合計を2で割りきれなかった場合は、小数点以下切り捨て。 | | | | | | | | | | | |
| 4月入園児入園前健康指導 ◆全体に対する健康指導。 人頭割なし。 | | 24,200 円 × 出動 1 回 | | | | | 円 | | | | |
| 産休明け児健康診断(※1) ◆産休明け児を受け入れた場合、 入園後1か月以内に園で実施。 | | 24,200 円 × 出動 1 回 | | | | | 円 | | | | |
| 年度途中入園児入園前健診 ◆児童が嘱託医のもとで受診。 出動費なし。 | | 3,480 円 × 人数 1 人 | | | | | 円 | | | | |
| 一時預かり事業(定期)児童健診(※2) ◆児童が嘱託医のもとで受診。 出動費なし。 | | 3,480 円 × 人数 1 人 | | | | | 円 | | | | |
| その他健康管理事業 ◆園の要請により医師が出動した場合 の出動費。 | | 24,200 円 × 出動 1 回 | | | | | 円 | | | | |
| 内科(小児科)合計 | | | | | | 120,000円 | | | | | |

(※1)…産休明け児(生後57日目～3か月未満の乳児)の入園先は、原則、保育園及び認定こども園となります。
(※2)…一時預かり事業(定期)児童健診は、一時預かり事業を行う場合は契約内容に盛り込む必要があります。

(2) 参考様式（千葉市立保育所の様式）

下記の様式を必要に応じてご参考ください。下記の書式をご利用する場合は、網掛け部分を加除修正してお使いください。

参考資料2 「嘱託医契約書※参考書式※」 (P 8 ~ 11掲載)

参考資料3 「嘱託医単価表※契約書参考書式第10条別紙※」 (P 12掲載)

上表の単価は、年度により多少の変動があります。

(注意) 保育園・認定こども園の場合、年度途中入園児入園前健康診断費用の補助金を、対象児童数をもとに算定するため、「一人あたり〇円」という契約にすることをお勧めします。他の健診とまとめて金額を設定してしまうと、年度途中入園児入園前健康診断費の補助金を算定できません。

5 嘴託歯科医との契約について

(1) 千葉市立保育所の契約内容を例示します。(単価は令和7年度版)

| 報酬の種別 | 計算方法 | 小計 |
|------------------------|-----------------|----------|
| 医師報酬 ◆嘱託医としての基本報酬 | 101,600 円／年 | 101,600円 |
| 歯科定期健診(年1回) ◆人頭割なし。 | 10,000 円×出動 1 回 | 10,000円 |
| 歯科合計 | | 111,600円 |

(2) 参考様式（千葉市立保育所の様式）

下記の様式を必要に応じてご参照ください。下記の書式をご利用する場合は、網掛け部分を加除修正してお使いください。

参考資料4 「歯科嘱託医契約書※参考書式※」 (P 13～掲載)

上表の単価は、年度により多少の変動があります。

6 その他

(1) 千葉市立保育所の嘱託医・嘱託歯科医の契約額について

民間同士の契約となるため、千葉市立保育所の単価表と同程度の金額設定を強制するものではありません。

※千葉市立保育所は、各所50名～200名の定員規模で、P5から本ページに示した単価を用いて契約しております。

(2) 嘴託医との連携について

・ 健診の日程について

必ず規定どおりの回数の健診を実施できるよう、余裕をもって嘱託医と日程設定のご相談をお願いします。

・ 健診の準備について

必ず医師の必要とするものを事前に確認し、園の責任でご用意をお願いします。

～例～

内科健診（舌圧子、ペンライト等）

歯科健診（ミラー、ピンセット等）

参考資料2 「嘱託医契約書※参考書式※」

(以下民間保育園向けを掲載します。地域型向け健康診断の根拠法令の部分等、少々異なる部分があります。)

民間保育園向け内科嘱託医契約書参考書式

【はじめによくお読みください】

これは千葉市立保育所で使用している契約書を民間保育園向けに改変した参考様式です。

(次のページから契約書です)

□契約書様式は、医師とご相談の上お決めください。(この様式を使用しなければならないというわけではありません。)

□黄色い部分は、必要に応じて入力・削除等を行ってください。

□黄色い部分以外も園と医師の間でよくお読み合わせの上、契約を締結していただくようお願ひいたします。

※特に第4章の部分は、万が一、健康診断等を行う上で児童に何らかの健康被害が生じた場合等の対応に係る規定となりますので、園と医師の両者でよく検討していただき、必要に応じて改変していただくようお願ひいたします。

～保育園健康管理事業契約書

(園名) (以下「甲」という。) と (医師名) (以下「乙」という。) は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第12条の規定等に基づき、甲が行う乳幼児の健康管理事業（以下「健康管理事業」という。）に関し次のとおり契約を締結する。履行については、甲、乙互いに協力し、信義に従い誠実に行うものとする。

第1章 総 貫

(目的)

第1条 乙は、甲が行う健康管理事業が健全かつ円滑に実施されるように、医学的、保健学的立場から、甲に協力するものとし、もって乳幼児の健康管理に寄与し、児童の健全育成の実現を図ることを目的とする。

(健康管理事業の内容)

第2条 前条に規定する健康管理事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 健康診断

- ア. 在園児定期健康診断
- イ. 途中入園児健康診断
- ウ. 産休明け児健康診断
- エ. 一時預かり事業（定期利用）児童健康診断

(2) 前号に定めるもののほか、4月入園児健康指導、保健計画の参与、健康相談、感染症疾患の予防指導等健康管理に関すること。

第2章 健康管理事業

(担当業務)

第3条 甲が、実施をする健康管理事業における乙の担当業務は、第2条によるものとする。

(事業計画)

第4条 甲は、健康管理事業計画の策定にあたっては、当該年度開始前に予め乙と協議をするものとする。
2 甲及び乙は、健康管理事業が安全かつ効果的に行なわれるため、最新の疫学情報、臨床情報及び本事業の結果得られた情報に基づいて、年度毎に健康管理事業計画の見直しを行なうものとする。

(事業計画の変更)

第5条 甲及び乙は、健康管理事業の方法等について、予測し得ない非常緊急の事態が発生した場合またはそのおそれのあるときは、健康管理事業を変更または延期することができる。

(事業の実施)

第6条 健康管理事業の実施は、第4条の健康管理事業計画に基づき実施するものとする。
2 健康管理事業の実施は、事業計画にそって甲と乙が協議し実施するものとする。

(健康診断等の実施方法)

第7条 健康診断等の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 在園児定期健康診断及び4月入園児健康指導については、乙が保育園において実施する。
- (2) 途中入園児及び一時預かり事業（定期利用）児童健康診断の入園前健康診断については、申込者が乙を訪問し受診する。
- (3) 産休明け児入園後健康診断については、入園後1か月以内に乙が保育園において実施する。

(費用負担)

第8条 健康管理事業の費用負担については、次のとおりとする。

| 健 康 管 理 事 業 の 項 目 | 負 担 区 分 |
|---------------------|---------------------------|
| 4月入園児健康指導 | 甲 負 担 |
| 在園児定期健康診断 | 甲 負 担 |
| 途中入園児健康診断 | (市内児童) 甲負担、(市外児童) 受診者自己負担 |
| 一時預かり事業（定期利用）児童健康診断 | 甲 負 担 |
| 産休明け児健康診断（入園後） | 甲 負 担 |
| その他の健康管理業務 | 甲 負 担 |

(結果の記録)

第9条 在園児定期健康診断及び産休明け児入園後健康診断の結果について乙は、健康記録票を記録するものとする。

2 途中入園及び一時預かり事業（定期利用）児童入園前健康診断の結果について乙は、健康調査票に記録するものとする。

第3章 幸段 酉州 等

(報酬等)

第10条 甲は、第3条に定める乙の担当する業務につき、乙に対して別表に定める単価の報酬等を支払う

ものとする。

2 前項の支払いについては、乙は甲に対して銀行口座を知らせるものとする。

3 甲は、乙に係わる報酬等の支払時期については乙と協議し、乙の銀行口座に振り込むとともに、乙にその

通知をする。

第4章 事 古文

(事故発生時の措置)

第11条 この契約により実施した健康管理事業に関して事故が発生したときは、甲、乙の二者は緊密な連携のもとにただちに適切な措置を講ずるものとする。

(事故の責任)

第12条 第11条における事故のその後の処置及びすべての賠償は、甲の責任においてこれを行い、乙は故意または著しく重大な過失がない限り責を負わないものとする。

2 当該事故において、乙が自ら処理し出捐したときは、乙に故意または著しく重大な過失がある場合を除き

甲は、その求償に応じなければならない。

3 乙が、損害賠償等の訴えを提起された場合は、甲は、訴訟参加等によって、当該乙に全面的に協力するものとする。

4 前項の場合において、弁護士費用その他当該訴訟に要した一切の費用は、甲が負担するものとする。

ただし、乙に故意、または著しく重大な過失が存する場合はこの限りではない。

(事故付随の損害の補償)

第13条 第11条における事故に関連して、乙が、医業上の損害を被った場合は、甲は、その損害を補償し、またはそのおそれがあるときは、防止するための措置を講ずるものとする。

2 前項の具体的実施方法については、甲、乙別途協議のうえ定めるものとする。

(事故発生の予防)

第14条 甲及び乙は、この健康管理事業を適正に実施し、事故の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

第5章 そ の 他

(契約期間)

第15条 この契約期間は、[REDACTED]年4月1日から[REDACTED]年3月31日までとする。

(規定外事項)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保持するものとする。

[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

甲 (園設置者)

乙 (嘱託医)

参考資料3 「嘱託医単価表※契約書参考書式第10条別紙※」

※令和3年度のもの

令和 年度

報酬・報償費の単価表

事業別単価表

| 項目 | 単価 | 備考 |
|-----------------------|----|-----------------------------------|
| 入園前健康指導 | 円 | 出動1回につき |
| 定期健康診断（年2回） | 円 | 出動1回につき |
| 途中入所児健康診断 | 円 | 1人につき |
| その他の健康管理業務 | 円 | 出動1回につき (伝染病等、施設の要請に基づき出動した場合) |
| 産休明け児健康診断 (入園後) | 円 | 出動1回につき |
| 一時預かり（定期利用）児童 健康診断 | 円 | 1人につき |

年額単価表

| 項目 | 算定対象 | 単価 | 備考 |
|--------------------|-------|----|-------|
| 年間医師報酬 (基本分) | | 円 | 1年分 |
| 年間医師報酬 (児童数相応分) | 3歳未満児 | 円 | 1人につき |
| | 3歳以上児 | 円 | 1人につき |

参考資料4 「歯科嘱託医契約書※参考書式※」

(以下民間保育園向けを掲載します。地域型向け健康診断の根拠法令の部分等、少々異なる部分があります。)

民間保育園向け歯科嘱託医契約書参考書式

【はじめによくお読みください】

これは千葉市立保育所で使用している契約書を民間保育園向けに改変した参考様式です。

(次のページから契約書です)

□契約書様式は、歯科医師とご相談の上お決めください。(この様式を使用しなければならないというわけではありません。)

□黄色い部分は、必要に応じて入力・削除等を行ってください。

□黄色い部分以外も園と歯科医師の間でよくお読み合わせの上、契約を締結していただくようお願ひいたします。

※特に第4章の部分は、万が一、歯科診断等を行う上で児童に何らかの健康被害が生じた場合等の対応に係る規定となりますので、園と医師の両者でよく検討していただき、必要に応じて改変していただくようお願ひいたします。

～保育園歯科健康診断事業契約書

(園名) (以下「甲」という。) と (歯科医師名) (以下「乙」という。) は児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第12条の規定に基づき、甲が行う歯科健康診断事業の実施について、次のとおり契約を締結する。履行については、甲、乙互いに協力し、信義に従い誠実に行うものとする。

第1章 総 則

(目的)

第1条 乙は、甲が行う歯科健康診断事業が健全かつ円滑に実施されるように、医学的、保健的立場から、甲に協力するものとし、児童の健全育成の実現を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 前条に規定する事業の内容は、歯科健康診断及びこれに伴う歯科健康相談とする。

第2章 歯科健康診断事業

(事業の実施)

第3条 歯科健康診断事業は、毎年1回甲及び乙が協議して定める時期に、在園児について乙が保育園等において実施する。

2 前項に定めるもののほか歯科健康診断事業の実施については、甲及び乙が協議して定める。

(結果の記録)

第4条 歯科健康診断の結果については、乙は歯の健診票に記録するものとする。

第3章 報 酬 等

(報酬等)

第5条 甲は、乙に対して、報酬として年額 [] 円及び出動1回につき [] 円を支払うものとする。

2 前項の支払いについては、乙は甲に対して銀行口座を知らせるものとする。

3 甲は、乙に係わる報酬等の支払い時期については乙と協議し、乙の銀行口座に振り込むとともに、乙にその通知をする。

第4章 事故

(事故発生時の措置)

第6条 この契約により実施した歯科健康診断事業に関して事故が発生したときは、甲、乙の二者は緊密な連携のもとにただちに適切な措置を講ずるものとする。

(事故の責任)

第7条 第6条における事故の処理及びすべての賠償は、甲の責任においてこれを行い、乙は故意または著しく重大な過失がない限り責を負わないものとする。

2 当該事故において、乙が自ら処理し出捐したときは、乙に故意または著しく重大な過失がある場合を除き、甲は、その求償に応じなければならない。

3 乙が損害賠償等の訴えを提起された場合は、甲は、訴訟参加等によって、当該乙に全面的に協力するものとする。

4 前項の場合において、弁護士費用その他当該訴訟に要した一切の費用は、甲が負担するものとする。ただし、乙に著しく重大な過失が存する場合は、この限りではない。

(事故付随の損害の補償)

第8条 第6条における事故に関連して乙が医業上の損害を被った場合は、甲はその損害を補償し、または、そのおそれのあるときは、防止するための措置を講ずるものとする。

(事故発生の予防)

第9条 甲及び乙は、この歯科健康診断事業を適正に実施し、事故の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

第5章 そ の 他

(契約期間)

第10条 この契約期間は、年4月1日から年3月31日までとする。

(規定外事項)

第11条 この契約に定めない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保持するものとする。

年 月 日

甲 (園設置者)

乙 (嘱託歯科医)